

## おおまちの教育行政vol.3

大町の子どものために取り組んでいる事業について最終回の紹介です。

**18 テーブルマナー・ふるさと佐賀の美味しい肉の日事業**  
高校受検を控えた9年生対象に激励給食を兼ねて実施しています。その時の費用を負担しています。

**19 放課後子ども教室「みんなの広場」の活動費負担**  
「みんなの広場」とは、小学部の希望者で地域の方の協力を得て行う生活体験事業のことです。お寺での宿泊体験、しめ縄づくり、茶道体験などを今年度は予定しています。

以上は学校関係ですが、それ以外で子育て支援に関連することが以下のことです。

**20 成人される方へDVD等お祝いをしております。**

**21 出生祝金**

第1子に3万円、第2子に10万円、第3子に40万円、第4子に50万円、第5子以降に60万円、多胎児加算10万円出していて、子育ての一助になればと思ってお祝いしています

**22 転入奨励金**

新たに転入して大町町内に居住する子育て世帯に子ども転入奨励金を交付しています。子ども1人に3万円、2人に8万円、3人に18万円、4人に33万円、6人以上は1人20万円を加算するようにしています。

**23 定住奨励金**

町外から大町町に新築住宅又は中古住宅を取得し大町に転入した方に上限100万円の補助を出しています。

**24 家賃補助**

大町へ移住される方で民間賃貸住宅に居住し月額5万円以上の家賃を支払う世帯に月額1万円の補助をしています。ただしこの事業は36月を限度としております。

このように、大町町は子育てに関して手厚い支援があります。どうぞ、町民の方からも他市町の方へPRをしていただければ大町に住もうという方が増えるかもしれません。児童生徒数の減少に歯止めをかけたいです。

詳しくは ▶ 教育委員会事務局 学校教育係 ☎ 82-3177

## 消費生活相談員による消費生活講座 Vol.7

### 「賃貸借契約」を理解してトラブルを防ごう

#### 事例

賃貸マンションを退去した後、ハウスクリーニング費用等を含む高額な原状回復費用を請求された。

#### トラブル防止のアドバイス

契約前に契約書の内容を確認しましょう。

禁止事項や修繕、退去する際の費用負担に関する事項等の特約を確認しましょう。特約は原則有効です。

入退去の場合は貸主と物件の確認をしましょう。キズや汚れなどは写真を撮っておくと退去の際のトラブル防止になります。

退去後に納得いかない費用を請求されたら、国土交通省の「現状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に話し合しましょう。

詳しくは ▶

大町町消費生活相談窓口(企画政策課 商工観光係) ☎ 82-3112  
消費者ホットライン ☎188(局番なし)

## 商工会 NEWS

### 佐賀県商工会連合会 職員採用試験のお知らせ

佐賀県商工会連合会では、令和5年4月1日付採用のA職種(経営指導員研修生)・B職種(支援員)・C職種(経営指導員 中途採用枠)の職員採用試験を実施します。詳細につきましては、「職員採用試験申込要領」をご確認ください。また、受験申込につきましては「採用試験受験申込書」に必要事項をご記入の上、申込期間内に持参または郵送ください。

あなたも商工会職員として、県内の商工業者への経営支援や地域振興事業に携わってみませんか？

#### 募集期間

9月1日(木)～10月20日(木)

※郵送の場合、10月20日(木)の消印有効

※申込要領および受験申込書は、

<https://www.sashoren.ne.jp/rengoukai/>  
からダウンロードしてください。

詳しくは ▶ 大町町商工会 ☎ 82-5555